自動車売買契約書

当事者間において次のとおり、車両売買における契約を締結する。

第一条

　売主は、買主に対し、次の自動車を売り渡し、買主はこれを買い受けた。

車名

車台番号

第二条

　売買価格は金　　　　円とする。詳細は下記の通り

車両価格　　　　　万円

自動車税、自賠責保険料、リサイクル券（預託証明書）においては、車両代金に含まれるものとする。

第三条

　売買価格代金の支払は、　　　　　円を車両と引き換えに支払うものとする。

第四条

　売買対象物である車両の引渡しは、売主の敷地内により行う。

第五条

引渡し時までに発生する各諸費用については、各自の負担とする。引渡し後、名義変更申請に関わる諸費用等についての負担は買主負担とする。

第六条

本契約締結後、名義変更が完了していない段階においても、車両の所有は買主とし、故意または過失によらず、目的物である車両の一部または全部が滅失、毀損、交通違反、事故において、その損害および責任は買主の負担とする。

第七条

売買成立後は、いかなる理由があっても、売主は返品を求めず、買主においても返品しない。

第八条

　保証については、一切ないものとし、買主は充分な現車確認を行なうこととする。

第九条（特約事項）

　１　付属品

　　付属品は、現状のもののみとし、その他の消耗品などの部品の付属はないものとする。

　２　名義変更は買主の責任において、売買成立後　　　　以内に行うこととする。

　３　売買成立後　　　　以内に、売主は必要書類を揃え、買主へ送付する。

　４　現車は、検査切れのため公道を走行できないため、買主は、仮ナンバーを準備する。

仮ナンバー取得に関わる費用および自賠責保険費用については、買主負担とする。

上記の通り、売買契約が成立したので、これを証するため本契約書を二通作成し、売主・買主の各自が署名捺印し、各一通を所持する。

平成　　年　　月　　日

売主　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

買主　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先